

## 第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 6 月 21 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市香良洲中央公民館 2 階 研修室

出席部会委員 2 野田<sup>のだ</sup> 久忠<sup>ひさただ</sup>・3 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・4 眞弓<sup>まゆみ</sup> 純一<sup>すみかず</sup>・5 赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
6 青木<sup>あおき</sup> 正司<sup>しょうじ</sup>・7 伊藤<sup>いとう</sup> 征一<sup>せいいち</sup>・9 奥山<sup>おくやま</sup> 正夫<sup>まさお</sup>・11 後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>  
13 阪<sup>さか</sup> 芳一<sup>よしいち</sup>・14 清水<sup>しみず</sup> 文兵衛<sup>ぶんべえ</sup>・17 牧野<sup>まきの</sup> 礼吉<sup>れいきち</sup>・18 増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>  
19 村治<sup>むらじ</sup> 隆史<sup>たかし</sup>・23 清水<sup>しみず</sup> 清<sup>きよし</sup>・24 中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちよういち</sup>・41 西口<sup>にしぐち</sup> 正國<sup>まさくに</sup>  
47 田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>

以上 17 名

欠 席 委 員 な し

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：藤川担当主幹、東山主査

議事録署名者 4 眞弓<sup>まゆみ</sup> 純一<sup>すみかず</sup>・17 牧野<sup>まきの</sup> 礼吉<sup>れいきち</sup>

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理取消について (所有権移転)
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
  
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (県許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 6 号 非農地証明願について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長

ただいまより第6回第1農地部会を開会させていただきます。  
今日は全員出席ということで本部会は成立しております。  
それでは私のほうから、議事録署名者を指名させていただきます。  
4番 眞弓委員・ 17番 牧野委員、よろしく願いいたします。  
それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。1号から6号まで、件数及び計画面積につきましては、事務局から一括して報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

事 務 局

おはようございます。それでは、第6回農地部会議案書の1ページをお願いします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は、件数といたしまして合計1件、面積として663㎡で、田でございます。解約後は再設定ということでございます。

2ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。これにつきましては、相続の届出によるものでございます。件数といたしましては1件、面積として4,755㎡で、田でございます。

3ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。件数といたしましては7件、面積として2,783㎡、内訳といたしまして、田が1,081㎡、畑が1,702㎡でございます。内容としましては、駐車場用地が6件、2,403㎡、一般個人住宅用地が1件、380㎡でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消について（所有権移転）でございます。これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地として利用しようとするもので、平成23年3月部会でご報告をさせていただきましたものでございますが、今回、住宅建築の融資が受けられなくなったため、届出の受理取消願が提出されたものでございます。件数といたしましては1件、304㎡で、田でございます。

5ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。件数といたしましては8件、面積として3,980㎡、内訳といたしまして、田が3,485㎡、畑が495㎡でございます。内容としましては、一般個人住宅用地が2件 600㎡、駐車場用地が4件 2,826㎡、宅地への進入路が1件 59㎡、共同住宅用地が1件 495㎡でございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

6ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。件数といたしましては1件、面積として306.26㎡で、田でございます。内容としましては、一般個人住宅用地が1件 306.26㎡でございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございます。これは報告案件ですので、よろしくお願いいたします。  
それでは、続きまして、議案事項に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）、よろしくお願いいたします。

事 務 局 7ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。番号1 地区 椋本 受人 \_\_\_\_\_、経営面積 6,250㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本殿町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 168㎡、外1筆、合計面積 445㎡で、畑でございます。これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、遠方により離農のため、営農拡大を希望する受人でございます\_\_\_\_\_に譲り渡ししようとするものでございます。  
以上につきましては、議案書にございますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしているものと考えられます。以上、件数といたしましては1件、面積として445㎡で、畑でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんの意見を伺います。

牧野委員 17番 牧野です。現地確認をいたしましたけれども、別に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、地元委員さんからは異議のない意見がございましたので、よろしくお願いいたします。  
それでは、異議なしと認め、議案第1号については県に進達することに決定いたします。  
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。8ページをお願いします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。  
番号1、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_  
経営面積 2,101㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町境\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 624㎡のうち持ち分2分の1でございます。これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、受人である\_\_\_\_\_  
外3名に、経営移譲のため譲り渡ししようとするものでございます。  
番号2、地区 栗真、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1万7,410.12㎡、

渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真町屋町南浜 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 968㎡、外2筆、合計面積 1,751㎡で、田が1,619㎡、畑が132㎡でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は、相手方の要望によりまして、営農拡大を希望する受入であります \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号3、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1万1,303.28㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町三行中之谷 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 1,582㎡、外1筆、合計面積 2,828㎡で、田が1,246㎡、畑が1,582㎡でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は、高齢による労力不足のため、営農拡大を希望する受入である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号4、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 2万4,716㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町多門岩崎 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 284㎡でございます。これにつきましては、受人につきましては、次の番号5とも関連しますが、渡人である \_\_\_\_\_ は、相手方の要望により、営農拡大を希望する受入である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号5、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 2万4,716㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町多門岩崎 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 36㎡でございます。これにつきましては、渡人である \_\_\_\_\_ は、相手方の要望により、申請地が先ほどの番号4とともに自宅横にあり、耕作利便で営農拡大を希望する受入である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号6、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 1万6,501.72㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所大石 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 152㎡、外1筆、合計面積 583㎡で、畑でございます。これにつきましては、渡人と受人は親戚関係でございまして、渡人である \_\_\_\_\_ は、相手方の要望により、営農拡大を希望する受入である \_\_\_\_\_ に譲り渡ししようとするものでございます。

以上、番号1から6までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては6件、面積として6,106㎡、内訳といたしまして、田が2,865㎡、畑が3,241㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、どうもありがとうございます。事務局の説明が終わりました。番号1から番号6号まで。それでは、1番の白塚。

青木委員 6番 青木です。農振の林委員に現地確認していただいたのですが、問題ないということですので、よろしくお願いたします。

議 長 はい、2番、栗真。

青木委員 2番も同じです。

議 長 はい、3番、黒田。

阪 委員 13番 阪。これ、今さっき事務局の方の説明どおり、本人、これ、高齢のためという、相手方の\_\_\_\_\_は、かなり田畑きれいにしておるので、特に問題ないと思います。よろしく。

議 長 はい。4番、5番、安西。

牧野委員 17番、牧野です。これも、現地確認させていただきましたところ、別に問題ないということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、どうも。6番、辰水。

村治委員 19番 村治です。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員さんからは、異議のない旨の発言ございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定します。  
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。9ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。  
番号1、地区 高茶屋、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町野田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 109㎡で、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、申請地を、梨販売店舗兼農業用倉庫用地及び駐車場用地として利用しようとするものでございます。  
番号2、地区 安西、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町多門上山 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 山林、現況面積 449㎡で、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、申請地が谷田であり、日照も少なく、耕作に適さないということから、平成3年から父が杉を70本植林し、現在に至っておりますことから、申請書と合わせ始末書の提出がされているところでございます。  
番号3、地区 長野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町平木野田 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 37㎡で、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、10ページの議案第4号の番号2とも関連しますが、申請地を車庫用地として利用しようとするものでございますが、平成13年から利用しており、今回、申請書と合わせ始末書の提出がされているところでございます。  
以上、件数といたしましては3件、面積として595㎡、内訳といたしまして、田が449㎡、畑が146㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんの意見を伺います。1番、高茶屋。

奥山委員 9番 奥山です。農振の原田委員に伺いましたところ、何ら問題ないということでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、安西。

牧野委員 17番 牧野です。これは、日陰で耕作地に適さないということで、木を植えたということですが、始末書もついておりますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 3番、長野。

村治委員 19番 村治です。先日、これも現地確認を行いまして、始末書も出ておりますし、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定します。  
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。10ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 長岡町西裏 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 2,990㎡でございます。これにつきましては、申請地を宅地分譲用地の一部として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町平木野田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 358㎡、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、申請地を駐車場、資材置場用地及びのり面保護用地として利用しようとするものでございます。

番号3、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町三郷西興 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 81㎡、外1筆、合計面積 636㎡で畑、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、現在の地区の墓地が急勾配の高所に位置し、給水施設もなく、管理が難しいということから、申請地に墓地を移転しようとするものでございま

す。

番号4、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町船山油谷 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 486㎡で、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、申請地を登記窯用地、駐車場及び資材置場用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては4件、面積として4,470㎡、内訳といたしまして、田が844㎡、畑が3,626㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい、1番の安東の受人 \_\_\_\_\_ の件につきまして、先日、農業委員さんと私と会長と現地を視察に行きました。それまでにもう、この都市計画のほうへ上がっていて、宅地開発ということで、農業委員会より先に、進行しておったということでございます。それで、大学の先生並びに副市長、それから都市計画の部長、いろいろな方がおられまして、市議員さんからは4名出てきて、この件につきまして説明がありました。

野田悟委員 はい、この件につきまして、補足説明させていただきます。市街化調整区域なので、宅地分譲用の造成としては転用できないですね。

この案件は、既に、部会長が言うように、都計の審査会でもう認められて、来月、市街化区域に編入される見込みですので、宅地分譲用の造成地として計画していいわけです。このままでは調整区域で、本当は建て売り住宅やないと、これ、分譲地になっています。そういうご理解を、ひとつ賜りたいと思います。

議長 はい。それでは、1番、安東。

太田委員 はい、3番 太田です。何も問題ありません。今、先ほどのご説明のとおりでございます。既存の団地に続く宅地分譲の開発ということで、隣接の地権者の方、また地元の説明も済まされて、了承されておるということで、何らということでもないですけれども、ひとつ、ご了承をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、わかりました。  
それでは、2番、長野。

村治委員 19番 村治です。先ほどの第3号議案と関連性もあるんですが、この件につきましても現地確認をしましたところ、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 はい。3番の辰水。

村治委員 19番 村治です。高宮の件ですが、これにつきましては、地元の自治会長も了承しておりますし、利便性を考えてここへ設置するというところでございますので、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それから、4番の辰水。

村治委員	同じく19番 村治です。これにつきましても、現地確認いたしましたところ、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、地元委員さんからは、異議のない旨の発言、よろしく願いいたします。 皆さん、いかがなものでしょうか。
中林委員	今、事務局、ちょっと1番のこの件、わからないけれどもね。来月市街化区域になるというふうに、今、ちょっと聞いたけど、要は、現在は市街化調整区域です。その場合は、宅地分譲用地としては売買できやんから。
事 務 局	部会長。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	先ほど、ちょっと会長さんのほうからご説明もございましたが、これにつきましては、現在は、調整区域ということになっておるわけでございますけれども、今後、市街化区域に入れる、地区計画というのを、都市計画において公告を今なされております。 したがって、この地区計画の公告が終わりまして、終わった後に計画に入ります。その後、入りました後に、開発許可と農地転用許可を同時許可としていくというものでございますので、よろしくをお願いします。
中林委員	そら、この経過はわかるけど、現在の調整区域であるに、しかるに、宅地分譲で転用するのは、おかしいじゃないかということです。
事 務 局	開発の許可と農地転用の許可を、この計画へ入っている農地に同時許可をさせていただくということでございますので、市街化区域に入りましたら、宅地分譲用地ということになります。 農地法で例外規定がありまして、都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域内において、同法第34条第10条の規定に該当するものとして、29条の許可を受けて住宅またはこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため、農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるときは許可できますというような形になっております。
野田悟委員	それに該当するわけやな。
事 務 局	はい。規則の47条の第5号です。この市街化調整区が、市街化区域に入るという計画が完全なものとしてできた場合、いわゆる公告された場合は、もう当然、市街化区域に編入されるわけですから、分譲であろうと何であろうと可能になってくるという解釈になりますので、この市街化区域に入れるこの場所を、市街化地区に入れる計画を、この都市計画において、現在公告されております。この公告をされた後に、それに問題なければ、この地区については、市街化区域に入るということに決まりますので、その入った後に、恐らくこの6月下旬に開発許可もおりる予定でございますので、この開発許可がおりると



あわせて、この農地転用についても同時に許可をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 はい、わかりました。よろしいか。  
それでは、地元委員さん、よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。それでは、皆さん異議なしと認め、第4号議案について、許可することに決定いたします。よろしく願いいたします。  
それでは、11ページの農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、よろしく願いいたします。

事務局 はい。11ページをお願いします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町多為\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 353㎡、外1筆、合計面積 369㎡で畑、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、貸し人は借り人の祖父の関係でございまして、申請地に一般個人分家住宅 1棟 81.77㎡の建築及び道路用地として利用しようとするものでございますが、平成8年ごろに農業用倉庫を建築しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 高野尾、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町下り町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 281㎡、外1筆、合計面積 495㎡で畑、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に一般個人分家住宅 1棟 62.50㎡、農業用倉庫及び車庫を建築しようとするものでございます。

番号3、地区 棕本、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本追上\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 419㎡、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に一般個人住宅 1棟 149.06㎡を建築しようとするものでございます。

番号4、地区 雲林院、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町雲林院松之浦\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積 95㎡、農地は第2種農地でございます。これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に一般個人住宅 1棟 58.13㎡を建築しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては4件、面積として1,378㎡、内訳といたしまして、田が95㎡、畑が1,283㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。  
それでは、1番 私、大里でございます。事務局の説明があつたとおり、親子関係であり、何ら問題ないと思っております。よろしく願いいたします。

2番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。これ現地確認しましたが、側溝も完備しておりましたし、また親子関係ですので、隣地の方にも聞きましたら、承諾を得ているということで、よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。  
3番、棕本。

牧野委員 17番 牧野です。これも現地確認してきましたところ、もう傍まわし家がずっと建っておりまして、ここも公共の下水も完備しておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

議長 はい、4番。

増地委員 18番 増地です。両隣、もう宅地になっておりまして、下水も完備されていますので、適当と思います。どうぞよろしく願います。

議長 はい。それでは、地元委員さんの異議なしということでございます。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。  
異議なしと認め、第5号議案については、許可します。  
それでは、第6号 非農地証明願よろしく願います。

事務局 はい。12ページをお願いします。  
議案第6号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 神戸、願出者 \_\_\_\_\_、相続財産管理人 弁護士 \_\_\_\_\_ 申請地 神戸鳥羽見 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目 田、現況地目 山林、現況面積 366㎡でございます。これにつきましては、昭和41年ごろから、山林化し、現在に至っておりますことから、非農地証明願が提出されたものでございます。  
番号2、地区 大里、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 大里野田町細澤 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 469㎡でございます。これにつきましては、昭和30年ごろに祖父が居宅を建築し、現在に至っておりますことから、非農地証明願が提出されたものでございます。  
番号3、地区 黒田、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町北黒田宗田 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 33㎡でございます。これにつきましては、昭和63年ごろに倉庫を建築し、現在に至っておりますことから、非農地証明願が提出されたものでございます。  
以上、件数といたしましては3件、面積として868㎡、内訳といたしまして、田が366㎡、畑が502㎡でございます。  
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。  
地元農業委員さんのご意見を伺います。

	1 番、神戸。
眞弓委員	4 番 眞弓です。現地確認しましたところ、もうこの周辺は非常に荒れており、昭和 4 1 年ごろからもう山化しているというふうな状態です。
議 長	はい、ありがとうございました。 2 番は、私、大里でございます。事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。 3 番、黒田。
清水委員	1 4 番の清水です。農振委員の喜多委員にご相談申し上げましたところ、もう古い以前にもう既に建っておるという現状ですので、もう異議ないということでございますので、ご承認よろしく申し上げます。
議 長	はい。 地元委員さんからは、何ら異議のない旨の発言がございました。 皆さん、いかがなものございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、第 6 号議案については証明することに決定します。 それでは、次に、別紙でお配りしました議案第 7 号 農業基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙を 1 枚めくっていただきたいと思えます。 今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で、1 3 万 3, 7 4 1. 2 m <sup>2</sup> の集積がございました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。 それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。 津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて 4 万 9, 3 1 0 m <sup>2</sup> で、畑の賃貸借が 1, 8 5 7 m <sup>2</sup> 、件数的には 3 0 件でございました。所有権移転はございませんでした。 河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて 2 万 5, 5 4 7. 2 m <sup>2</sup> で、畑の使用貸借が 1, 2 4 8 m <sup>2</sup> で、件数的には 8 件でございました。所有権移転はございませんでした。 安濃地区につきましては、田の賃貸借が 5, 1 8 4 m <sup>2</sup> で、件数的には 4 件でございました。所有権移転はございませんでした。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて 3 万 9, 9 5 1 m <sup>2</sup> で、件数的には 8 件でございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて9,598㎡で、畑の使用貸借が1,046㎡で、件数的には4件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて12万9,590.2㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて4,151㎡で、総合計が13万3,741.2㎡で、54件となっております。

認定農業者への集積状況は、12件で4万6,619㎡となっており、先月に比べ面積で約27%、件数では約26%となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。  
皆さん、異議なしということでございます。ありがとうございます。  
それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。ありがとうございました。  
これで、本件に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

午後11時13分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年6月21日

議長

出席委員

出席委員